

○ 今後の県立障害者支援施設のあり方について

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の中で示した各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、現在の取組状況を報告する。

（ビジョンでの県立施設の方向性に関する整理）

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園（※）
民間法人へ移譲 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。</div>	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。</div>	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

※中井やまゆり園は、令和8年4月の地方独立行政法人化に向けて、準備中。

（詳細は、「6 新たな地方独立行政法人の設立について」で別途報告）

（1）民間法人への移譲を検討する施設

ア さがみ緑風園

（ア）現状

- 平成14年の開設時は定員160名の大規模施設であったが、入所者の減少が続き、現在の入所者数は29名（定員40名）である。
- このため、2階建ての建物のうち居住フロアとして使用しているのは、2階の一部だけとなっている。
- 最重度の身体障害者用の施設として、民間施設に比べて広く、ゆとりを持ったつくりの建物であり、維持・管理費がかかる。

（イ）検討状況

- 建物の使用していない部分（建物1階部分と2階の一部）のうち、1階部分は児童相談所の一時保護所として活用予定である。

（ウ）今後の対応

- 移譲に向け、建物の今後の維持・管理コストを整理するなど、移譲条件等を整理する。

イ 厚木精華園

(ア) 現状

- ・ 市街地から離れた立地であり、園外での日中活動の機会や地域との交流の場が少ない状況である。また、高齢の知的障害者支援のモデル施設であったことから高齢者が多く、地域生活移行が進んでいない。
- ・ 隣接地は土砂災害特別警戒区域に指定されている。
- ・ 建物は築30年が経過し、定員112名の大規模施設で、2人部屋が中心の多床室となっている。
- ・ 令和7年4月から県職員を派遣し、介護保険サービスへの移行へ向け、ノウハウなどを伝えるなど、実践的な取組を行っている。
- ・ 民間移譲に向けた検討に時間を要することから、指定管理を令和9年度まで延長した。

(イ) 検討状況

- ・ 民間移譲にあたって、この地域での事業展開を検討するため、近隣で障害福祉サービス事業所を運営する複数の民間法人から、現在の運営状況、課題等のヒアリングを行い、利用者の地域生活移行に向け、課題を抱える法人があることを確認した。
- ・ 移譲にあたっては、移譲希望の法人から実効性ある計画の提案を募り、選定にあたっては、公募の方向で検討していく。

(ウ) 今後の対応

地元自治体、指定管理者、基幹相談及び近隣の民間法人で構成する勉強会を立ち上げ、移譲に向け、地域における施設のあり方等について検討する。

ウ 三浦しらとり園

(ア) 現状

- ・ 知的障害児と知的障害者の複合施設である。
- ・ 建物は築42年が経過し、児者あわせて定員152名の大規模施設で、多床室が中心となっており、老朽化が進んでいることから、再整備が必要となっている。

(イ) 検討状況

- ・ 指定管理者は、入所者の地域生活移行を進め、定員規模の縮小などの検討を行っている。
- ・ 県では、移譲に向けて、指定管理者や複数の社会福祉法人に、重度障害者が地域に溶け込んだ暮らしを実現できるような小規模

な施設の運営や、地域生活の拠点としての必要な役割について、ヒアリングを行っている。

(ウ) 今後の対応

指定管理者や他の法人の意見を聞きながら、国の報酬でどのような効果的な運営ができるか検討するとともに、必要に応じて、県による財政的支援を検討していく。

(2) 引き続き方向性を検討する施設

ア 芹が谷やまゆり園及び津久井やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 両園ともに建物は小規模ユニット施設として整備されている。
- ・ 園外に日中活動の拠点を設置し、又は設置する計画があるなど、積極的に地域生活移行に取り組んでいる。
- ・ 両園とも指定期間が令和9年度までであるため、遅くとも令和8年中には方向性を示す必要がある。

(イ) 検討状況

方向性の検討にあたって、各園の特徴や現状を把握するために、両施設を訪問して、日中活動、地域団体との連携、周辺地域の資源等について、視察やヒアリング等を行っている。

(ウ) 両園の取組

a 芹が谷やまゆり園

- ・ 令和6年3月に、地域での活動を促進する拠点とするため、園の近隣に従たる事業所（定員16名）を設置し、地域清掃に参加するなど、日中活動の機会を増やす取組を行っている。
- ・ グループホームの見学、実習及び体験を通じて地域生活移行を推進している。

b 津久井やまゆり園

- ・ 意思決定支援の担当者会議において、本人の望む生活ができるか等の確認を行い、利用者自らの意思が反映された生活の実現と、利用者からの意見を園の運営に反映させている。
- ・ 地区の社会福祉協議会や支援学校等との協力、地域イベントへの参加等、地域とのつながりが深く、また、在宅障害者等の生活介護の受入れを行うなど、地域の障害者を支える社会資源となっている。

(エ) 今後の対応

当事者目線の支援の実践や通過型施設として地域生活移行の取組等、指定管理の状況を検証しながら方向性を検討していく。

イ 愛名やまゆり園

(ア) 現状

- ・ 建物は築39年が経過し、定員120名の大規模施設で、4人部屋が中心の多床室となっており、老朽化が進んでいる。
- ・ 大規模施設は管理的、閉鎖的な支援に陥りやすいという構造的な課題がある。
- ・ 県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地している。

(イ) 検討状況

- ・ 将来的に、利用者の方々が地域に溶け込んで暮らせるようになるためには、どのようなあり方がふさわしいか、検討を進めている。
- ・ 県立施設として存続し、中井やまゆり園とともに、地方独立行政法人が一体的に運営することを視野に入れて検討を進めている。
- ・ 指定管理を令和9年度まで延長したが、令和10年度以降の運営方針を示す必要がある。

(ウ) 今後の対応

再整備や地方独立行政法人による運営を視野に入れ、引き続き、以下の検討を行う。

- ・ 地域に溶け込んだ暮らしの検討
- ・ 地域生活移行の推進
- ・ 組織執行体制の検討

(エ) その他

- ・ 県は、「「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書」による県への指摘に係る検証結果報告書」を令和7年3月に取りまとめ、令和7年4月から県職員を派遣し、意思決定支援の推進や施設利用者の生活支援などを行っている。

(参考：県立施設の概要)

施設名 (所在地)	管 理 方 法 指 定 管 理 者 指 定 期 間	主な 対象	定員	築年数 (部屋)
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的	140人	築25年 (個室・多床室)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体	40人	築22年 (個室中心)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理 同愛会・白根学園 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的	66人	築3年 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理 かながわ共同会 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的	66人	築3年 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで	知的	120人	築39年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで	知的	112人	築30年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理 清和会 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的 (児・ 者)	40人 112人	築42年 (多床室中心)



障害児等移行支援関連事業について

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き(概要①)

※「障害児入所施設に入所する障害児等の移行支援・移行調整について(令和6年7月2日こども家庭庁支援局障害児支援課長通知より)」

入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き(令和6年7月)(概要) (令和6年7月2日こども家庭庁支援局障害児支援課長通知)

別紙2

- 障害児入所施設に入所する児童については、成人期の生活に向けて、関係者による早期からの連携調整を進めるとともに、成人期に相応しい環境への移行に向けた支援の充実を図る必要。
- 令和4年改正児童福祉法(令和6年4月施行)により、移行調整の責任主体の明確化(都道府県・指定都市)と必要な場合に満23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組みを構築。
- 都道府県等を中心に、関係機関が連携して移行支援・移行調整が進められるよう、基本的考え方や取り組むべき内容等について整理。(「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」(令和3年12月)を全面改定)

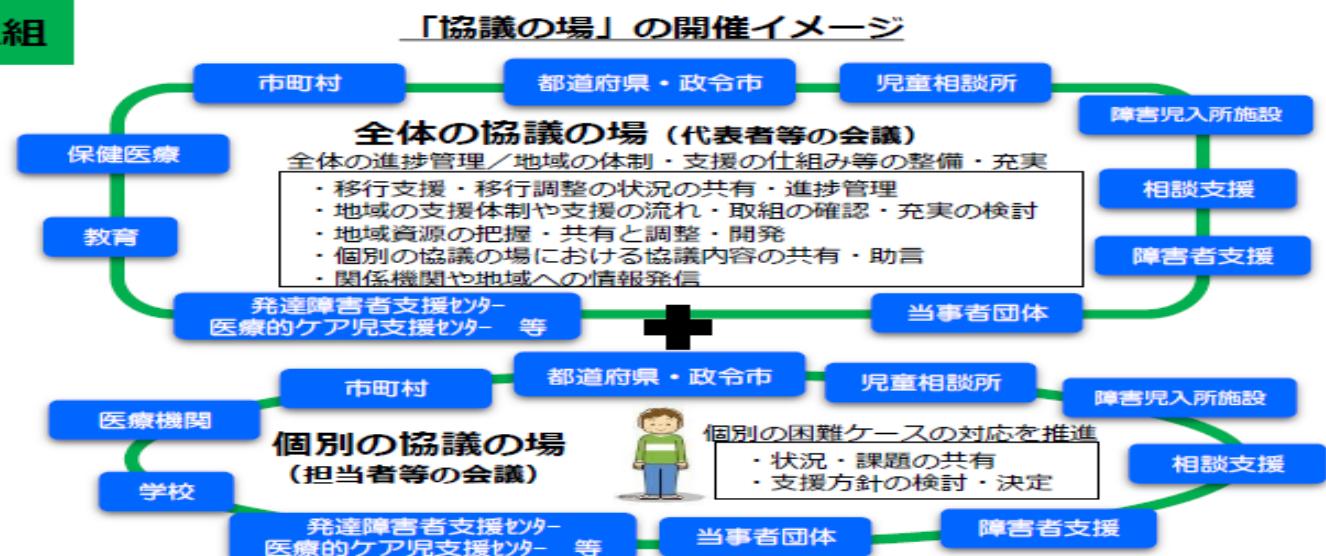
1. 移行支援・移行調整の基本的な考え方

- ・障害児入所施設に入所するすべての児童が、自らが希望する成人期に相応しい環境の中で過ごすことができるよう、都道府県等を中心に、障害児入所施設、児童相談所、市町村、児童相談所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保健・医療、教育等の関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、計画的に移行支援・移行調整を進め、円滑な移行を図っていく必要
- ・入所児童本人の意向が真に尊重されているかについて常に意識をもって対応する必要。意思形成・意見表明を支援し、保護者の意向とも調和を図りながら、入所児童本人の選択を最大限に尊重することが重要
- ・現時点の暮らしと育ちを充実させながら、日々の生活を通じて徐々に移行先やそこでの暮らし方を考えていくことが重要。**入所児童の生活を豊かにさせながら大人になっていくことを支援し、ウェルビーイングを実現していく**という観点を持つことが重要

2. 関係機関の役割と移行支援・移行調整の具体的取組

■都道府県・指定都市【移行の責任主体】

- 移行対象者の状況把握・進捗管理
 - ・調査等の実施、進捗確認等
- 「協議の場」の開催による連携・調整
 - ・関係機関の代表者等による「全体の協議の場」で管内の体制や支援の仕組み等を議論
 - ・個別事案の担当者等による「個別の協議の場」で個別の困難ケースの対応を議論
- 広域調整・広域連携
 - ・管内市町村への情報提供や障害福祉サービス等の支給決定に係る広域調整
 - ・他の都道府県等との情報共有、入所児童や移行先に係る広域連携・広域調整
- 満18歳・満20歳までの移行が困難な場合の給付決定・措置の延長の対応



入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き(概要②)

※「障害児入所施設に入所する障害児等の移行支援・移行調整について(令和6年7月2日こども家庭庁支援局障害児支援課長通知より)」

入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き(令和6年7月)(概要)(続き)

2. 関係機関の役割と移行支援・移行調整の具体的取組(続き)

■障害児入所施設【移行支援計画に基づく移行支援・移行調整の実施主体】

○15歳以前からの本人への意思形成支援・意見表明支援

○**移行支援計画の作成と当該計画に基づく移行支援・移行調整の実施**

本人の状態や希望を踏まえ、関係者が連携して「移行支援計画」を作成し、

当該計画に基づき支援・調整(リーシルワーカー配置加算、移行支援関係機関連携加算も活用)

・移行後の生活を見据えた**自立支援**(生活、日中活動、外出、買い物、金銭管理等)

・居住や日中活動の**見学・体験**(選択肢の拡大と希望の形成)
〔日中活動支援加算も活用〕

・**移行希望先**(移行先候補)との**調整、体験利用**(体験利用支援加算も活用)

・移行先決定後の**移行までの支援**(相談支援事業所等との調整、移行先への支援内容の共有等、権利擁護の対応等)
〔地域移行加算も活用〕

・**移行後のフォロー**(生活が安定するまでの間、本人への相談援助、移行先への助言等)
〔地域移行加算も活用〕

・**家族への支援**(本人との関係構築、相談援助、きょうだい支援等)
〔家族支援加算も活用〕

※計画作成・更新時等に「移行支援関係機関連携会議」を開催し関係機関と連携・協働

○**移行調整が困難なケースへの対応**(個別の協議の場を通じ関係機関が緊密に連携して対応)

このほか、入所児童の現在と将来の暮らしに関わる関係機関が、協議の場をはじめ様々な場面で役割を果たすとともに、緊密に連携して対応

- 児童相談所【入所児童の状況や支援のフォロー】 ■市町村【体験利用・移行後の生活を支える障害福祉サービスの給付決定、地域生活支援】
- 基幹相談支援センター【移行先選定支援、相談援助】 ■相談支援事業所【移行後の生活を支える障害福祉サービスや支援の調整】
- 地域生活支援拠点等【地域移行支援、緊急対応等の地域生活支援】 ■障害福祉サービス事業所【体験機会、移行後の居住・生活の支援】
- 保健・医療の関係機関 ■教育の関係機関 ■発達障害者支援センター・医療的ケア児支援センター ■当事者団体 等

3. その他

○**障害福祉計画・障害児福祉計画と連動させた取組の推進**

・都道府県等及び市町村においては、協議の場をはじめ、入所児童の移行支援・移行調整の取組について、障害福祉計画・障害児福祉計画に位置付けて、必要な障害福祉サービス等の整備を含め、中長期的な見通しを持って計画的に進めていくこと

○(自立支援)協議会と連携した取組の推進(協議の場との連動、地域の資源開発や計画への反映)

○**障害児入所施設の障害者支援施設への転換や併設等の留意点**

・児者転換・児者併設などの対応に際しては、障害児者への適切な支援や地域の受け皿の観点から「協議の場」等で丁寧に議論を行うこと

障害児入所施設の対応の流れ(イメージ)

入所 入所支援計画に基づき支援

○本人支援(暮らしと育ちの支援)

○家族支援

※意思形成支援・意見表明支援

15歳～ 移行支援計画の作成
計画に基づき移行調整・移行支援

・移行後を見据えた自立支援

・見学・体験

・移行先候補と調整、体験利用

※移行が困難なケースは個別の協議の場も活用

移行先決定

・相談支援事業所等との調整

・移行先への情報提供・助言等

※行政と連携し権利擁護に必要な対応も検討

～満18歳 退所(移行)
(最長でも満23歳に達するまで)

・移行後のフォロー
(本人への相談援助/移行先への助言等)

これまでの過齢児移行対策会議における取組・検討内容

① 管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理

児童相談所や障害児入所施設の協力を得て、管内の移行対象者(15歳以上)を把握し関係者間の情報共有や進捗管理を行なっている。

③ 個別ケース会議

令和4年度より、現に18歳を超えていて移行が困難となっている方を対象者とし、課題把握、調整等を行っている。

把握した施策的課題は、対策会議内で議論し課題解決に向けた検討を行っている。

② 広域調整

構成員から関係機関・団体等へ働きかけを行う。地域資源(グループホーム等)の情報を共有し、移行支援が円滑に展開できるようなシステム構築を検討している。

④ 地域資源開発

個別ケース会議や対策会議等を通じて、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しをもって議論し、障害福祉計画等へ反映させていく。

対策会議 ※ 取組イメージ

- ① 管内の移行対象者の把握・
情報共有・進捗管理
・移行困難ケースの選定

③ 個別ケース会議



② 広域調整

- ・地域資源の情報共有
- ・システム構築の検討
- ・関係団体へ働きかけ

④ 地域資源開発

- ・施策的課題を整理
- ・福祉計画へ反映
- ・具体的な取組検討

これまでの過齢児移行対策会議における検討内容

課題	解決の方向性	今後の取組
1 【受入先を支える体制について】 過齢児の支援が難しく受入れることが困難。	受入先を支える 仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">・体験利用の促進 (体験利用補助)
2 【情報共有について】 移行調整の際、移行先の空き情報が分からず。 地域や受入れ先の支援者に過齢児の情報がない。	情報共有の様式設定や 仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">・マッチング事業 (双方の情報把握)
3 【児童相談所と市町村の早期連携】 【意思決定支援に必要な体験】 移行前から移行後までの関係機関のつながりが不足している。 本人が自分の将来を考えるために必要な情報や経験が足りない。	市町村と児童相談所の 早期連携 体験の機会を増やすた めの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none">・アドバイザー派遣
4 【医療型障害児入所施設の移行課題の検討について】 児者併設施設では者施設への移行を前提とした対応がある。	検討に必要な情報につ いて、幅広い関係者から の意見を伺う	<ul style="list-style-type: none">・継続した課題把握

障害児等移行促進事業費補助金

○ 補助金の目的

障害児入所施設（福祉型・医療型）に入所中の障害児等が、年齢や特性に応じた障害福祉サービスに円滑に移行できるよう、障害福祉サービス事業所等の体験利用等を促進し、適切な療育環境の整備を図るため、障害福祉サービスを提供する施設及び事業所が行う移行支援事業（体験利用等）に要する経費に対し、補助金を交付する。

○ 補助内容

障害福祉サービスを提供する事業所等（G H、入所施設、生活介護事業所等）が障害児入所施設に入所する一定の状態にある障害児等の体験利用を受け入れるにあたり、職員加配を行った場合に補助金を交付する。

主な補助要件

〈受け入れ入所者の要件〉

※ 県又は県所管城市町村から措置、支給決定を受けている入所者のうちいずれかに該当すること

- 障害者総合支援法第21条に規定する障害支援区分の認定を受けていて、障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」が10点以上の者
- 医療的ケアが必要だと認められる者
- 当該年度4月1日時点で18歳以上の者

〈その他の要件〉

- 補助対象児童等に対して、移行支援事業を行うために、追加で職員を配置すること
- 追加職員を、補助対象児童等が利用中、少なくとも2時間/日以上専任で配置すること

障害児等移行促進事業「マッチング会議」①

○ 会議目的

障害児入所施設で生活する障害児者が将来の生活の場について意思決定の幅を広げること、ひいては安心して成人サービス等へ移行できるよう体験利用を促進することを目的として、障害児等と成人サービス事業所等の情報を集約し利用に向けた検討等を行うこととする。

○ 構成員の想定と役割

構成員 (各圏域5名程度)	役割
圏域ナビゲーションセンター	(会議前) ▶ 地域の障害者支援施設やGH、通所支援事業所等の情報を集約する。
基幹相談支援センター	(会議後) ▶ 会議で協議されたことの発信と、関係機関と連携し地域への働きかけをする。
知的障害施設協会	(適宜) ▶ 障害児等の関係機関から、地域内の事業所等の利用希望があった際は、利用調整が円滑に進むよう、利用調整等の援助を行う。
その他、GHの関係者等	

○ その他会議出席者

想定	役割
児童相談所CW	
障害児入所施設職員	▶ 障害児等に関わるものとして、障害児等の人となりや想い、支援状況等の情報を共有する。 ▶ 障害児等が、安心して移行ができるよう関係機関と連携を図り、移行調整を進めていく。
その他関係者	

障害児等移行促進事業「マッチング会議」②(令和6年度の取組)

○ 会議前

構成員が、障害福祉サービス事業所等の特色等の情報を集約した。
(集約した内容) ※会議後回収

運営法人の名称	施設・事業所名称	所在地	TEL	サービス種別	施設の特色・特記事項	報告圏域
●●法人	●●ホーム	●●市	●●-●●-●●	共同生活援助	・●●のため体験先として利用実績あり。 ・強度行動障害のある方を受け入れましたが、支援困難となり退所となった。	●●
●●法人	●●事業所	●●市	●●-●●-●●	生活介護	●●	●●
●●法人	●●園	●●市	●●-●●-●●	施設入所支援	●●	●●

○ 会議

- 構成員が上表に沿って障害福祉サービス事業所等の共有を行った。
- 障害児等の関係者が、支援状況について報告を行った。



障害福祉サービス事業所等の特色や移行を検討している障害児等の支援状況の共有・議論ができるものの、体験利用先とのマッチングまでの議論が難しかった。

(論点)

会議内では、障害児等の支援状況の共有を工夫（共通のフォーマットを使用）したうえで、支援や関係機関の役割等についてカンファレンスを行い、会議後に体験利用先等の検討をするのはどうか。

障害児等移行促進事業「マッチング会議」③(今後のマッチング会議の方向性)

(会議)

- 障害児等の状況を議題提出表を用いて報告
- 出席者でカンファレンス実施：支援や関係機関の役割等について

(会議後)

- 構成員：カンファレンスの結果から、障害児等の体験利用先等を提案書を用いて提案
必要に応じて、障害児等関係者へ情報提供
- 障害児等関係者：関係者間で議論された結果を共有、支援の実施

(その後の会議)

- 議題提出を行ったケースは、支援経過の報告と更なる支援の検討
- 新規のケースがある場合は、議題提出表に沿って報告をする

障害児等成人サービス移行支援モデル事業①

○ 事業目的

障害児入所施設に入所する障害児等が18歳を迎えた場合に成人サービス等への移行をする必要がある。成人サービスに移行する際の新生活の場（グループホーム、成人の入所施設等の住まいや日中活動の場等）を共に考えるアドバイザーを派遣し、国及び県版ガイドラインを参考に、障害児等の成人サービスへの移行に際して県条例に定める意思決定支援を行い、本人が望む生活に移行できるよう支援する。

○ 事業内容

障害児入所施設に入所する障害児等で成人サービス施設等への移行が困難となっている方を対象に移行支援アドバイザーを派遣（個別ケース会議や体験利用の付き添い）し、本人の意思の実現に向けた移行支援の取組を実施するために、移行に係る支援の助言等を行う。

事業対象者

移行支援アドバイザーが支援の対象とする障害児等は、次に掲げる者のうち、その状態像やこれまでの経過等を踏まえ、5名以内とし選定する。

- ① 障害児入所施設で生活している障害児等で、成人サービス等への移行を予定している高校年齢児以上の者。
(18歳以上の者を含む)
- ② 県児童相談所または県所管城市町村が、措置または支給決定している者。
(継続的に短期入所している者を含む)

障害児等成人サービス移行支援モデル事業②

○ アドバイザーの主な活動内容

障害児等の支援状況の把握

障害児等の施設での支援状況や課題の把握、個別ケース会議への出席、障害児等が障害福祉サービス事業所等の見学や体験利用を行う際の付き添い等を行う。

広域の資源の把握・調整

マッチング会議(障害児等移行促進事業)に出席し、障害児等の移行が想定される障害福祉サービス等の把握や情報交換を行う。

個別ケース会議

障害児等が、望むくらしを実現する上で必要なことを、本人、関係者とともに当事者目線で考える。本人の意思の実現に向け、必要に応じて、本人、関係者に移行に際して必要な助言等を行う。

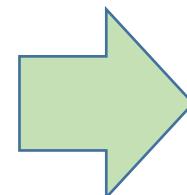
意思決定支援

障害児等が望みを実現するためには、障害児等の人となりや希望の理解、実践等が大切である。移行支援において、障害児等の意思が実現できるよう、国、県版GLを参考に意思決定支援を行う。

○ 支援業務（取組イメージ）

- 支援対象の障害児等一人につき、移行支援アドバイザー2名を3回～4回程度派遣する。
- 四半期ごとに移行支援アドバイザーと定期ミーティングを実施し、支援状況等の報告や意見交換を行う。

意思決定支援に係る研修等
(国、県版ガイドライン趣旨説明)



- 障害児等と面会
- 児童相談所、市町村、児施設等における支援経過の把握、課題抽出
- 関係機関と情報交換、支援について確認、検討(個別ケース会議、マッチング会議等)
- 意思決定支援(ヒアリングシート)の作成(資料4)**
- 移行に係る支援の助言等
- 定期ミーティング(支援状況等の報告や意見交換を実施)

障害児等成人サービス移行支援モデル事業③

○ 移行支援アドバイザーの参画により期待できる効果

① 移行に際して障害児等の意思を見つめなおすことができる

- ・国及び県版ガイドラインを参考に、「意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート」を用いた、意思決定支援の推進。
- ・障害児等を含めた関係機関で、本人の意思に即した生活の場の検討。

② 第3者視点から、障害児等の支援等の助言が受けられる

- ・成人サービスの利用等、将来の生活に即した支援の助言。
- ・将来の生活の場や必要な経験等の検討。

③ アドバイザー視点からの関係機関の役割の明確化

- ・移行に際して、必要な機関の検討。
- ・各機関が果たす役割に関して助言、検討。

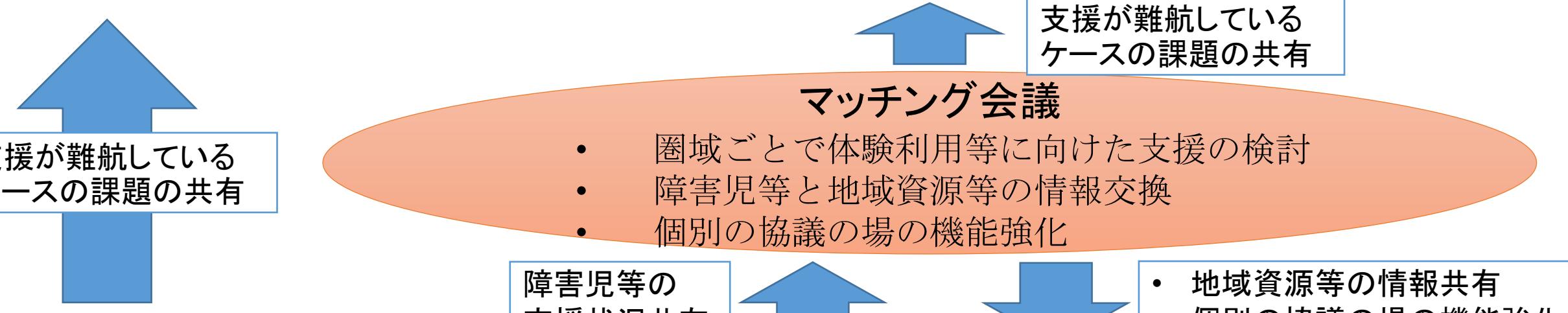


意思の実現に向けた移行支援の議論の活性化、機能強化

(参考)移行支援の取組の全体像について

過齢児移行対策会議(全体の協議の場)

- ・ 移行対象者の把握・情報共有・進捗管理・地域の支援体制や支援の流れ・取組の確認。
- ・ 他取組で把握した課題に対する議論等・支援の充実に向けた検討
- ・ 地域資源開発・障害福祉計画等への反映、施策の検討・各団体への働きかけ



個別ケース会議(個別の協議の場)

- ・ 状況、課題の共有
- ・ 支援方針の検討・決定
- ・ 把握した施策的課題は、対策会議内で議論し課題解決に向けて議論を行う。

(参考)移行支援関連加算等①

※ 入所児童等の移行支援及び移行調整の手引きより(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定内容)

名称	内容
移行支援関係機関連携加算	<p>移行支援計画を作成・更新する際に、当該児の移行に関する行政・福祉等の関係者が参加する会議を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った場合の評価を行う。</p> <p>○ <u>移行支援関係機関連携加算250単位／回(月1回を限度)</u></p> <p>※ 移行支援計画の作成又は変更にあたって、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業所等関係者により構成される会議を開催し、関係者と情報共有・連携調整を行った場合</p>
体験利用支援加算	<p>強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする入所児童の宿泊・日中サービス利用体験時に、障害児入所施設の職員が、事前に体験先施設との連携・調整を行うとともに、体験先施設への付き添い等により支援を行った場合の評価を行う。</p> <p>① <u>体験利用支援加算(Ⅰ) 700単位/日(1回3日まで、2回を限度)…①</u> ② <u>体験利用支援加算(Ⅱ) 500単位/日(1回5日まで、2回を限度)…②</u></p> <p>※ 強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする児に対して、移行支援計画に基づき、宿泊や障害福祉サービス等による日中活動の体験利用を行う場合に、体験先施設との連携・調整や体験中の付き添い等の支援を行った場合。</p> <p>① 宿泊施設等(グループホームや短期入所を含む)での体験利用 ② 日中活動(生活介護や就労B型支援を含む)の体験利用</p>

※ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要(令和6年4月1日こども家庭庁支援局障害児支援課)」より抜粋

※ 本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定期間・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。

(参考)移行支援関連加算等②

※ 入所児童等の移行支援及び移行調整の手引きより(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定内容)

名称	内容
家族支援加算	<p>入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う。</p> <p>① 家族支援加算(Ⅰ)(月2回を限度) 入所児童の家族等に対して個別に相談援助を行った場合 居宅を訪問(所要時間1時間以上) 300単位/回 (所要時間1時間未満) 200単位/回 施設等で対面 100単位/回 オンラインによる個別 80単位/回</p> <p>② 家族支援加算(Ⅱ)(月2回を限度) 入所児童の家族等に対してグループでの相談援助を行った場合 施設等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回</p>

※ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要(令和6年4月1日こども家庭庁支援局障害児支援課)」より抜粋

※ 本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。

(参考)移行支援関連加算等③

※ 入所児童等の移行支援及び移行調整の手引きより(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定内容)

名称	内容
集中的支援加算	<p>状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等(情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む)し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を事業所等とともにを行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。</p> <p>① 集中的支援加算(I) 1000単位／日</p> <p>※ 強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加える。</p> <p>② 集中的支援加算(II) 500単位／日</p> <p>※ 指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>※ 集中的支援加算(II)を算定する場合は、集中的支援加算(I)も算定可能。</p>

※ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(障害児支援関係)改定事項の概要(令和6年4月1日こども家庭庁支援局障害児支援課)」より抜粋

※ 本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。



地域福祉課災害福祉Gの新設について

令和7年11月14日

福祉子どもみらい局 福祉部 地域福祉課



設置の目的

今後、発生が予想される大規模災害に対して、

- ・**発災時の初動対応を強化**
- ・能登半島地震における教訓を踏まえた

“災害福祉”の視点での被災者支援

を行うため**平時からの検討体制**が必要。

→ **地域福祉課に災害福祉グループを新設**

＜体制＞

- ・ G L (事務職)
 - ・ 福祉職 2名
 - ・ 事務職 2名
- の合計 5名体制



業務内容

昨年度からの継続事業

- かながわ災害福祉広域支援ネットワーク
- 神奈川DWAT（神奈川県災害派遣福祉チーム）
- 福祉避難所（庁内会議・市町村会議の実施）
- 個別避難計画（庁内会議・市町村会議の実施、国モデル事業など）

今年度からの新規事業

- 局災害福祉対応力強化検討チーム
 - 局内の災害時初動体制（マニュアル・局主催訓練）の検討
 - 局全体で取り組む優先業務の整理
 - 災害時の福祉職の応援体制などの検討
- 災害時情報共有システム等の活用の検討（国システム、D24H）
- 福祉避難所支援事業（開設訓練支援事業、資機材整備支援事業）
- 災害時福祉専門職ボランティア育成支援事業

関係機関への質問・確認事項等

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会

1 重症心身障害児者の支援における広域的な受け皿整備について

【質問 1-①】医療型障害児入所施設から療養介護への移行が進む中、重症心身障害児者で医療的ケアの受け入れが可能なグループホーム等の整備状況はどのようになっているか、ご回答ください。

⇒

【回答】令和6年度に外部有識者等による、重症心身障害児者等支援体制検討会を立ち上げ、その検討過程で指摘された課題に対応するため、今年度から重症心身障害者等を受け入れているグループホームの実態調査を行い、この調査をもとに運営ガイドブックを作成する予定です。また、看護師向けの新規研修事業も実施することとしています。

さらに、重症心身障害者を受け入れるグループホーム等の整備については、今後、まとめられる検討会の報告書の提言内容を踏まえ、市町村とともに検討を進めてまいります。

【質問 1-②】特に重症心身障害児者の地域移行に向けた支援策（体験利用支援、移動支援、受け入れ施設への加算等）について、県として制度設計や補助制度の検討状況や課題等を伺いたい

⇒

【回答】重症心身障害児者の地域移行に向けた支援や在宅生活を支える支援として、次の補助事業を行っています。

(障害者地域生活サポート事業の中の以下の補助メニュー)

- ・福祉型短期入所利用促進事業～福祉型短期入所事業所で重症心身障害児者等に短期入所を提供した場合の補助
- ・医療型短期入所利用促進事業～医療機関で短期入所を提供した場合の補助
- ・短期入所送迎促進事業～重症心身障害児者等に対し、居宅等と短期入所事業所間の送迎についての補助
- ・重度重複障害者個別支援事業～重度の障害が重複し、看護職員等による医療的ケアを日常的に必要とする方が通所系事業所を利用した場合の補助
- ・医療的ケア支援事業～気管切開等により看護職員等による医療的ケアを日常的に必要とする方が通所系事業所を利用した場合の補助

	<ul style="list-style-type: none"> ・遷延性意識障害者支援事業～遷延性意識障害のある方に支援を行う生活介護又は短期入所に対する補助 <p>また、地域生活移行チャレンジ事業では、県が認定した地域生活移行エキスパートによる支援の下、障害者支援施設から重症心身障害者を受け入れたグループホームに対し、職員を加配した場合に補助を実施しています。(補助対象期間1年間)</p> <p>障害者地域生活サポート事業については、県と市町村との協調補助事業となっており、補助メニューの実施状況は市町村により様々です。市町村には担当者会議の場などを通じて、適切に障害者や事業所の実態を把握し、必要な事業を実施するよう求めています。また、活用実績が乏しい補助メニューについては、使いにくい点はどこか、ニーズがあるかなど点検し、見直しを図ってまいります。</p>
2	<p>メディカルショートステイ事業の運用と課題認識について</p> <p>【質問2-①】県事業として実施されているメディカルショートステイの利用実績（登録施設数、利用件数、地域別傾向）と、今後の拡充方針についてご回答ください。</p> <p>⇒</p> <p>【回答】神奈川県メディカルショートステイ事業は、政令市を除く県所管域の10病院が協力医療機関になっており、9月末時点で60名の登録者がいます。利用者（延べ）数については、令和6年度には96名が、令和7年度は9月末時点で58名が利用しています。また、地域別の登録・利用者の傾向としては、横須賀市が最も多く、次いで藤沢市や茅ヶ崎市などの湘南東部圏域の方が利用しています。今後も協力医療機関による連絡会議の中で制度の課題等を共有するなど、より幅広い医療的ケアへ対応できるよう引き続き協力医療機関と調整してまいります。</p> <p>【質問2-②】医療的ケア児者の短期入所における課題（人員体制、報酬体系、調整業務の煩雑さ）に対する県の認識と改善策の検討状況を伺いたい</p> <p>⇒</p> <p>【回答】県では、平成30年度から、医療的ケアが必要な重症心身障害児者等やその家族が地域で安心した生活を送れるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援しており、令和6年度には新たに2事業所が開設されました。当事業では、開設後にスムーズな受入れができるよう、事業所向けに報酬等の制度に関する研修や、他施設への見学も実施しています。</p> <p>また、令和6年度報酬改定にて、看護職員を必要とされる数以上配置した場合等に加算が創設されるなど、医療的ケア児者の受け入れ態勢の拡充が図られたところですが、緊急時の受入れ先など、事業所が不足しているとの声は寄せられています。</p>

	<p>す。</p> <p>事業者の確保のため、引き続き国に対して、更なる報酬改定の要望をしていくとともに、医療型短期入所事業所が安心して利用者を受け入れられるよう支援を継続してまいります。</p>
3	<p>親なき後における、施設職員の医療的判断支援と成年後見制度との関係について</p> <p>【質問 3-①】重症心身障害児者の長期入所者について、医療同意（手術や延命治療の判断当）が必要な場面において、家族や親族がなくなり身寄りが成年後見人のみとなった際、成年後見人は医療同意が取れないため、施設職員が成年後見人との調整に苦慮するケースが増加しています。</p> <p>家族や親族がいない場合に医療的判断（例：手術するかどうか、延命治療をどこまで行うか）を施設に求められた場合や成年後見人とのやりとりで苦慮した場合、施設職員向けに相談窓口等あれば教えてください。重度の障害者に対する成年後見制度との連携に関する県の課題認識を教えてください。</p> <p>⇒</p> <p>【回答】医療同意は一身専属的なものとされ、成年後見人であっても同意を行う権限はないとされており、国の「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」など意思決定支援に関する各種のガイドラインにおいては、成年後見人を含む支援に関わっている方々がチームとして対応することが必要だとされています。</p> <p>県としては、成年後見人がガイドラインを踏まえて事務を行っていただくことを期待しておりますが、実際に対応する上での課題について、県が設置する「成年後見制度における意思決定支援協議会」において検討し、今後の研修等に生かしてまいります。</p> <p>なお、成年後見人との対応についての相談は、県が神奈川県社会福祉協議会に委託して設置している「かながわ成年後見推進センター」や、各市町村・市町村社協が設置している成年後見の相談窓口で対応可能です。</p>
4	<p>重症心身障害児者の地域活動について</p> <p>【質問 4-①】県や行政が主体となった、重症心身障害児者や医療的ケア児者の方々に特化または対象となるような地域のイベントや今後の企画案、また企画運営の補助や支援等があれば教えてください。</p> <p>⇒</p> <p>【回答】県では、医療的ケア児等に対する当事者目線に立った支援を推進するため、かながわ医療的ケア児支援センター地域相談窓口と医療的ケア児等の家族会が協働して企画立案等を行う座談会などの取組に対し、今年度より新たに謝礼金（上限額：2万円／回）を支給しています。</p>

【質問 4-②】在宅生活者、療養介護施設入所者それぞれに対して、イベント参加や外出等の支援策や今後の方針があればご教示いただきたい。

⇒

【回答】県では、屋外での移動が困難な障害者等の自立生活や社会参加を促進するため、国の地域生活支援事業費等補助金を活用し、各市町村が実施する社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの移動支援事業に対し補助しています。

引き続き、当補助制度を活用し、市町村への補助を行うなど、必要な支援を継続していきます。

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 横浜市への質問に係る回答について

1 医療型児童入所施設からの移行支援と受け皿の整備について

現状：

- ・18歳を迎えた児童が療養介護へ移行している現状により、新規受け入れが困難になっている。
- ・社会資源の不足により、地域移行（家庭復帰・グループホーム等）の検討すら困難。
- ・医療的ケアが可能なグループホームの整備状況や、国への要望の有無について。

質問内容：横浜市として、医療型児童入所施設から18歳以降の移行支援や受け皿の整備について、どのような施策・計画を講じているか。また、看護職員を配置するグループホームに対する加算が創設されていますが、医療的ケアが対応できるグループホームの整備に対して、どのような施策を取っていますか？国に対して要望をあげている点などありますか？

<回答>

- ・医療的ケアを要する障害者、強度行動障害者、高齢重度障害者等、重度の障害者に対する支援を十分に行えるようにしていくことは重要な課題と捉えており、こうした利用者それぞれの個別のニーズに対応できるグループホームについて検討を進めています。
また、国に対しては医療的ケアを要する障害者等重度の障害者の受け入れるために手厚い人員体制を確保しているグループホームの報酬を引き上げることを要望しています。

2 外部受診の付き添いに関する支援策について

現状：

- ・家族の高齢化や医療依存度の高まりにより、職員による付き添いが常態化し、業務負担が増加。
- ・措置児童や養育困難等で入所している児童について、家族対応は困難なケースが多い。

質問内容：横浜市として、外部受診付き添いに関する加算制度や支援策、また医療依存度の高い利用者への対応について、どのような見解・施策がありますでしょうか。

<回答>

- ・障害児者とともに外部受診の際の付き添いを理由とした個別の加算はありませんが、国の措置費に加えて市独自に基本処遇費加算など、必要な加算を実施しています。

3 重症心身障害児（者）への短期入所体制の整備について

現状：

- ・人工呼吸器使用者など医療的ケアが必要な児者の短期入所先が少なく、在宅介護の継続に大きな負担がかかっている。
- ・緊急時や家族の休息の場面での受け入れ体制が不十分。
- ・受け入れ側の人員不足により体制整備が困難。
- ・ご家族より、日中活動等に参加できる施設（メディカルショートステイではなく）を利用したいと言う声が挙がっている。

質問内容：横浜市として、医療型短期入所（特に人工呼吸器使用者）の整備や支援策について、どのような取り組みを行っているか。また医療型短期入所確保のための補助制度の創設など検討はなされないのか。

<回答>

- ・ 医療的ケア児者の受け入れについては、市内の多機能型拠点と一部の医療型短期入所事業所でのみ受け入れを行っており、十分とは言えない状況です。その理由として、常時見守りが必要なことによる職員の負担が考えられます。その負担軽減策の一つとして、人材育成策や人材確保策に加え、令和6年度には医療型短期入所事業所において、看護師等職員の勤務負担軽減、利用者の安全性向上を目的とした機器（センサー・見守り機器等）導入に対する補助を実施しました。令和7年度においても、国庫補助を活用した介護テクノロジー導入支援事業により、短期入所機能の充実を図っていきます。

また整備面においても、令和6年度には介護老人保健施設での短期入所新設に着目し、事業所との意見交換や現場視察を行いながら、新設を実現させることができました。今年度以降についても、医療的ケア児の受け入れ拡大に向けて検討を進めてまいります。

4 重症心身障害児（者）の通所について

現状：

高度医療ケアを必要とする方が増加しており、重症度の高さ、医療的ケアの多さは近年例をみないほどになってきている。ケア度に見合う体制をとってきた現状で、収支は大幅なマイナスとなり経営を圧迫しており、現行の体制では地域のニーズに応えることが困難となっている。

① 重症度とケアの高度化への対応について

- ・ 医療的ケアを要する利用者が89%に達しており、年々重度化が進行している。
- ・ 従来の「重症度スコア」では実際のケア負担が反映されず、放課後等デイサービスで使用されている新判定スコアを用いると、より高い重症度が示されることから、現行評価指標の見直しが必要。
- ・ 看護師配置に伴う人件費等により、収支は大幅な赤字となっており、実態に見合った支援制度の整備が求められる。

② 欠席率の高さと経営への影響について

- ・ 利用者の体調不安定さや長期入院、レスパイト利用、複数科受診等により、欠席率が高く、月平均20%を超える月もある。
- ・ 必要な人員配置を維持しながら、欠席による減収が経営を圧迫しており、安定的な運営が困難。

③ 送迎支援の限界について

- ・ 利用者の個別ニーズ（体調、車椅子サイズ、医療処置等）により、多人数乗車が困難であり、遠方送迎では医療的ケアが可能なスタッフが長時間拘束されるなど、業務負担が大きくなっている。
- ・ 距離や居住区、利用曜日、在宅サービスとの調整が複雑であり、運転手の確保も困難。
- ・ 車両維持費の高騰も経営を圧迫している。

質問内容：

- ・ 横浜市として上記についてどのような見解・施策をお持ちか
- ・ 重症度評価指標の見直しと、医療的ケアに応じた報酬体系の整備
- ・ 欠席率の高い重症心身障害者への減収補填制度の創設など
- ・ 医療的ケアを伴う送迎支援への補助制度の拡充
- ・ 看護師配置に対する財政的支援の強化

<回答>

① 重症度評価指標の見直しと、医療的ケアに応じた報酬体系の整備

(障害児)

重症心身障害児を受け入れている障害児通所支援事業所に対しては、令和6年度障害児福祉サービス等報酬改定により基本報酬の見直しに加えて、専門的支援実施加算や入浴支援加算の新設等が行われましたので、本市としては適切に運用するとともに今後も国の動向を注視して参ります。

(障害者)

重症心身障害者を受け入れている指定生活介護事業所に対しては、日中活動の場の確保などを目的として、市独自の助成事業を継続的に実施しています。

今後も国の報酬体系の見直しについて引き続き要望していくなど、重症心身障害者の受け入れ体制の充実に努めてまいります。

② 欠席率の高い重症心身障害者への減収補填制度の創設など

(障害児者共通)

現状では欠席時対応加算を通常の対応の中で実施しています。市独自で重心施設に対する加算の補助などは実施していません。

③ 医療的ケアを伴う送迎支援への補助制度の拡充

(障害児)

障害児に関しては主に児童発達支援、放課後等デイサービスが対象となります。送迎に関しても現状では共通の送迎加算のみとなります。市独自で重心施設に対する加算の補助などは実施していません。また、車両維持費に関しても補助はしていません。横浜市では「主として重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス」福祉車両導入補助金の制度を実施しています。福祉車両本体の購入や福祉車両への改造費に対して助成しています。

(障害者)

共通の送迎時加算に加えて、重症心身障害者を受け入れている生活介護事業所に対しては、市独自の助成を行っておりまます。重症心身障害者の送迎に関しては、担い手の不足や看護師の添乗の必要性など、さまざまな課題が存在しています。こうした課題に対応するため、今後も対策の検討を継続するとともに、重症心身障害者の送迎に対する国の支援措置についても、引き続き要望してまいります。

④ 看護師配置に対する財政的支援の強化

(障害児)

重症心身障害児を受け入れている障害児通所支援事業所に対しては、一定の基準を満たしぱニーズに応じて看護職員の加配を行っている場合、看護職員加配加算がありますので本市としては適切に運用するとともに今後も国の動向を注視して参ります。

(障害者)

重症心身障害者を受け入れている生活介護事業所に対しては、人件費の安定的な確保を目的として市独自の助成があります。多機能型拠点の生活介護事業を含め、引き続き看護師配置について対策の検討を継続してまいります。

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 関係機関との連絡会
相模原市への質問

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会（以下、重心協）では、重度の障害のある人の生活を支える立場から、各行政の取り組みに協力し、より良い支援の構築を目指しております。

このたび、県内加盟施設へのアンケート結果を踏まえ、以下の点について相模原市における支援体制の現状と今後の方向性についてお伺いいたく存じます。

質問①：地域移行支援における市独自の取り組みについて

- ・重症心身障害児者の地域移行（グループホーム等）に向けた支援策として、相模原市独自の制度（体験利用支援、移動支援、受け入れ施設への報酬的支援等）の有無と、今後の制度設計の方向性を伺いたい。
 - ・特に市内のグループホーム整備状況と、医療的ケア対応施設の拡充方針についてご教示いただきたい。
- 本市では、次の取組を実施しております。
- ・重症心身障害児者用福祉タクシー利用券、自動車給油券交付
重度障害者等に交付している福祉タクシー利用券・自動車燃料給付券とは別に、重症心身障害児者用の福祉タクシー利用券・自動車燃料給油券を追加交付するもの。（令和7年度開始）
 - ・生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援における重症心身障害者の送迎加算
50単位→令和7年10月から70単位
 - ・グループホーム等の整備拡充の取組としては特にありませんが、日中支援型グループホームについては、比較的参入が進んでいます。

質問②：メディカルショートステイ事業の運用と課題認識について

- ・県事業として実施されているメディカルショートステイですが、相模原市の利用実績（登録施設数、利用件数、地域別傾向）と、今後の拡充方針について伺いたい。
- 本市では、次の取組を実施しております。
- ・本市では、平成27年度から、市内1カ所の大学病院の小児在宅支援部門にて医療的ケア児等のメディカルショート事業を実施しており、本市もその運営に対して一部補助しております。
 - ・令和6年度の利用実績としては、緊急利用分を含めて全15床に対して79%の稼働率であり、本市のお子さんの利用率は46%でした。
 - ・県央・湘南など県内の他地域や隣の町田市からの利用もある状況です。
 - ・市としては一層の拡充が望ましいところですが、昨今の医療機関の経営の困難さについても伺っているところです。

質問③：入所調整会議の政策について

- ・入所調整会議のあり方として、相模原市独自の政策があれば伺いたい。
- ・本市の独自の政策としては、特にありません。

質問④：重症心身障害児者の地域活動について

- ・重症心身障害児者や医療的ケア児者の方に特化または対象となるようなイベントや今後の企画案等があれば伺いたい。
- ・在宅生活者、療養介護施設入所者それぞれに対して、イベント参加や外出等の支援策や今後の方針があればご教示いただきたい。
- ・本市の指定管理事業所である社会福祉事業団によって各種イベントが企画・実施されています。
- ・昨今では、主に市内重心児者の通所サービス事業所の会議においても、各事業所の活動プログラムについて情報交換されていました。例えば、e-sports やムーブメントなどの合同研修、将来的には地域向けの企画の検討といったものがありました。

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 関係機関との連絡会
横須賀市への質問

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会（以下、重心協）では、重度の障害のある人の生活を支える立場から、各行政の取り組みに協力し、より良い支援の構築を目指しております。

このたび、県内加盟施設へのアンケート結果を踏まえ、以下の点について横須賀市における支援体制の現状と今後の方向性についてお伺いいたく存じます。

(1) 短期入所調整・メディカルショートステイ事業について

短期入所の利用促進は重心支援における重要課題ですが、医療的ケアが必要な利用者の受け入れは、常に満床に近い状況です。加盟施設内での調査では、空床情報の共有不足や調整業務の煩雑さも課題とされています。18歳未満にはメディカルショートステイ事業があるものの、地域に近い施設での利用希望が多く、市の担当者による支援が制度利用の促進につながると考えます。

そこで、以下の点についてご教示ください。

⇒質問①：短期入所調整に関する仕組みや連携強化について

- 空床情報の一元管理や施設間連携の強化に向けた、横須賀市としての取り組みや検討状況。
- 既存の調整会議等を活用した情報共有体制の強化策
- デジタルツール（例：空床管理システム、調整支援アプリ等）の導入可能性と課題認識

(回答)

重心の方のみに限った話ではありませんが、短期入所についてはご本人の特性や状態によって事業所の受け入れの判断が大きく変わるために、空床であるから誰でも受け入れられるというものではないと考えます。そのため、空床情報の一元化や公表については現在のところ考えていません。

ただし、短期入所を利用しやすい体制や、特に緊急時の支援困難な方の短期入所による受け入れ体制の構築は重要課題と捉えていますので、今後障害とくらしの支援協議会（自立支援協議会）の活動を通じて地域生活支援拠点の整備を進めていく中で、この課題にも取り組んでいきます。

⇒質問②：メディカルショートステイ事業における地域支援のあり方について

- メディカルショートステイの実績（登録者数、登録施設数、利用実績等）
- 横須賀市として、メディカルショートステイ利用希望者への支援体制（相談・調整・情報提供等）の現状
- 今後のメディカルショートステイにおける地域ニーズに応じた制度運用の柔軟化と市の役割

(回答)

横須賀市の令和6年度のメディカルショートステイ事業の実績は、個室と大部屋を合わせて延225日の利用がありました。令和7年8月末時点で、本市の登録者数は18名、利用可能な医療機関は9カ所となっています。

事業の周知については、本市の障害のあるお子さんの利用可能なサービスをまとめた「すこやかガイドブック」などに情報掲載しているほか、医療的ケア児コーディネーター等の相談窓口において必

要に応じて情報提供しています。

メディカルショートステイ事業について、本市では神奈川県の事業に参画する形で実施をしていくため、制度設計や利用調整は県が行っており、本市が主体となって運用変更を行う立場にはありませんが、本市の利用者から本事業への要望等があれば、県との情報共有を行っていきます。

(2) 地域移行支援、過齢児移行支援について

重症心身障害児者の地域移行は、生活の質向上と家族の負担軽減のために重要です。入所施設間（療養介護施設）での移行やグループホームへの転換が含まれますが、体験利用時の人的・経済的負担も障壁となっています。地域移行の促進には、行政による制度的支援と柔軟な対応が不可欠かと考えます。

そこで、以下の点についてご教示ください。

⇒質問①：過齢児の施設間移行や、療養介護施設からグループホーム等への地域移行を希望する重症心身障害児者に対し、横須賀市として体験利用の支援（例：付き添い職員の人事費補助、移動費支援、受け入れ施設への報酬的支援等）を検討・実施されている事例はありますでしょうか。特に地域のグループホームへの移行支援について、今後の制度設計や市独自の支援策の検討があればご教示ください。

（回答）

現時点で、重症心身障害児者や加齢時の地域移行にあたっての市独自の支援策はありません。

地域移行に向けた体験の場の整備については、どのような支援があれば地域移行が促進されるかもという視点も踏まえ、障害とくらしの支援協議会の活動を通じて地域生活支援拠点の整備を進めしていく中で、検討していきます。

なお、今後、障害福祉課の事業見直しと再構築を行う中で、グループホームにおいて重度障害者を受け入れた場合に国の報酬を補う形で市独自の助成を行うなどの施策を検討し、受け入れ施設の拡充を図っていくことを考えています。

⇒質問②：地域移行支援の推進に向けて、横須賀市として施設間連携の促進や、移行支援コーディネーターの配置等の取り組みはありますでしょうか。今後の方針や課題認識についてもご教示ください。

（回答）

本市では、意思決定支援に基づき地域への移行を希望する方に対して、しっかりと受け入れ先を確保することをまずは優先事項と考え施策を検討しているため、現時点では移行支援のコーディネーター配置は考えていません。

施設間の連携等の促進については、障害とくらしの支援協議会の活動の中で取り組みを進めていきたいと考えています。

(3) 生活介護事業の運営について

重症心身障害者の場合、体調の変化や入院等により長期の欠席が多くなります。欠席時対応加算もありますが、算定単位数の設定も低く、月4回までしか算定できないため長期欠席への対応としては不十分です。

⇒質問①：今後、横須賀市として加算の算定要件や単位数の見直し等、制度的な改善を検討いただく予定はあるでしょうか。

(回答)

本市では、重症心身障害者が通所した際の補助制度はありますが、欠席時の補償という視点での市独自の加算や補助の制度は現時点ではありません。

一方で、一定の人員体制を整えておかなければ、そもそも重症心身障害者を受け入れることができない、ということを承知していますので、ただちに対応をすることは難しいですが、ご質問の趣旨は今後の課題ととらえさせていただきます。

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会 関係機関との連絡会
川崎市への質問

神奈川県重症心身障害児者関係施設協議会（以下、重心協）では、重度の障害のある人の生活を支える立場から、各行政の取り組みに協力し、より良い支援の構築を目指しております。

このたび、県内加盟施設へのアンケート結果を踏まえ、以下の点について川崎市における支援体制の現状と今後の方向性についてお伺いしたく存じます。

質問①：重症心身障害児者の地域移行について

- ・重症心身障害児者の地域移行や地域での暮らしを検討するに当たり、市内に対象のグループホーム等の受け皿はどの程度設けられている（把握されている）のか伺いたい。また、それらは、医療的ケアを必要とされる超重症児者および準超重症児者の利用は可能か伺いたい。
- ・それら受け皿が整っていない場合、療養介護施設の入所を前提と考えるのか。もしくは、受け皿となる事業所等の整備予定があるのか伺いたい。

<回答>

- ・グループホームの整備につきましては、運営費の補助や施設の新築・改修に係る設備等の補助等を行い、支援の充実を図っているところでおり、当事者や支援者等の御意見を踏まえながら必要な整備を進めて参りたいと存じます。
- ・医療的ケアをお持ちの重症心身障害児者の方等については、療養介護事業所だけでなくグループホームの利用も想定されるところですが、グループホームにてどの程度の医療的ケアがある方が受入れ可能かは、各事業所の人員配置等の受入体制によるところです。

グループホームの中でも、障害者の重度化・高齢化に対応できる類型とされている「日中サービス支援型共同生活援助」に該当する事業所の指定を行っているところです。

質問②：メディカルショートステイ事業の運用と課題認識について

- ・県事業として実施されているメディカルショートステイですが、川崎市の利用実績（登録施設数、利用件数、地域別傾向）と、今後の拡充方針について伺いたい。
- ・医療的ケア児者の短期入所における課題（人員体制、報酬体系、調整業務の煩雑さ）に対する川崎市の認識と改善策の検討状況を伺いたい。

<回答>

- ・川崎市では、県事業とは別に「川崎市あんしん見守り一時入院事業」を実施しています。本事業は、人工呼吸器による常時管理、頻回な吸引、中心静脈栄養、腹膜透析など、一定の要件を満たす医療的ケア児・者を対象に、協力病院への一時的な入院を通じて在宅生活の継続を支援するものです。利用可能日数は同一月内で最大7日間となります。令和6年度の実績は以下のとおりです。

受入医療機関 小児：5ヶ所、成人：6ヶ所（同一病院による小児と成人の重複受入あり）

延べ利用人数 小児：188人、成人：48人

- ・医療的ケアが必要な方の短期入所利用につきましては、看護職員の確保やかかりつけ医療機関との連携等、福祉型短期入所に比べて手厚い対応が必要であることから、対応できる事業所や受入枠が限られている状況であり、また、昨今の労務単価の上昇や人材不足に対応できる報酬体系であるか、研究が必要な状況であるものと考えています。

本市といたしましては、医療的ケアを必要とする方が増加していることを踏まえ、御本人や御家族が安心して在宅生活を継続できるよう、既存施設に対して看護職員確保に向けた人件費補助を行うことによる受入枠増加に向けた取組や、福祉型短期入所事業所に訪問看護事業所から看護職員を派遣する際の費用負担をする取組を、今年度から試行実施しているところでございます。

質問③：重症心身障害児者の福祉サービス利用に当たっての支援について

- ・重症心身障害児者が施設入所等福祉サービスを利用開始した後、本人やご家族が抱える課題に対して、施設単独での対応が困難なケースが見受けられます。例えば、入所後の家族の心理的負担や、医療機関との連携調整、将来的な地域移行への不安、制度の狭間による支援の途切れなどが挙げられます。こうした状況において、行政による継続的な支援体制が重要と考えますが、例えば区の担当ケースワーカーや児童相談所などによる具体的な支援内容があれば伺いたい。

<回答>

- ・特に施設入所をされた方については、当該施設が中心となって必要な医療につなげたり、地域移行の取組を進めるものと認識しておりますが、その際、様々な関係機関と連携を図ることが大切であると考えています。

本市においては、区役所、地域リハビリテーションセンター、医療的ケア児・者等支援拠点、地域移行コーディネーター等が、適宜必要な支援を実施しております。今後についても、障害のある方が「チャレンジ・安心・選択」できるような地域における重層的な支援体制の構築に向け、ニーズ等に応じた相談先の整備を行いつつ、最終的には関係機関と適切な連携を図ってまいります。